



京丹後市

# 商工会だより

2022

Vol.172

# 3月号

協働・共感で響きあう まちづくりをLEADする 京丹後市商工会

〔京丹後市商工会〕〒627-0012 京都府京丹後市峰山町杉谷836-1

TEL:0772-62-0342

FAX:0772-62-3553

URL:https://kyotango.kyoto-fsci.or.jp



●大宮支所/TEL:68-0038

●網野支所/TEL:72-1863

●丹後支所/TEL:75-2222

●弥栄支所/TEL:65-3137(火・金のみ)

●久美浜支所/TEL:82-0155

## まん延防止等重点措置協力金 飲食店等への協力金

まん延防止重点措置に伴う、飲食店等への協力金について以下のように申請期限が迫っておりますので、お知らせいたします。

### 1/27~2/20実施分

【要請日(※1)】1月25日(火)  
【要請期間】25日間  
1/27(木)~2/20(日)

【受付期間】  
令和4年4月1日(金)まで

### 2/21~3/6実施分

【要請日(※1)】2月18日(金)  
【要請期間】14日間  
2/21(月)~3/6(日)

【受付期間】  
令和4年4月8日(金)まで

### 3/7~3/21実施分

【要請日(※1)】3月4日(金)  
【要請期間】15日間  
3/7(月)~3/21(月)

【受付期間】  
令和4年5月2日(月)まで

対象地域 京都府全域

【飲食店】飲食店・喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスは除く)  
【遊興施設】接待を伴う飲食店等で、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗

【京都府新型コロナウイルス感染症防止対策認証制度の認証店(以下、「認証店」という。)以外の店舗】

- ・午前5時から午後8時の間の営業を要請
- ・酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む。以下同じ)は行わないこと

【認証店】  
・午前5時から午後9時(酒類提供は午前11時~午後8時30分)の間の営業を要請  
※【認証店以外の店舗】と同様の措置を行うことも可とする。

通常の営業終了時間	認証の有無	短縮語の営業時間(以下、時短営業という。)等			
		5時~20時 酒類提供なし	5時~20時 酒類提供あり	5時~21時 酒類提供あり	休業
21時超 (例)22時閉店	認証店 非認証店	② ③	① X	① X	② ③
20時超~21時 (例)20:30閉店、21時閉店	認証店 非認証店	② ③	X(注) X	X(注) X	② ③
20時以前 (例)19時閉店、20時閉店	認証店 非認証店	支給対象外(営業時間短縮要請の対象外のため)			

売上高や売上減少額といった指標をもとに、事業規模に応じて定休日等の店休日を除き、時短要請に協力した日数を乗じて総支給額を算定します。事業規模の詳細は、支給要項にてご確認ください。

支給日額(売上高方式)	認証の有無	協力金の額		要請内容
		①	②	
① 2.5万円~7.5万円/日	認証店	①	②	5時~21時(酒類提供11時~20時30分)
	非認証店	②	③	5時~20時(酒類提供なし)
② 3万円~10万円/日	認証店	①	②	5時~20時(酒類提供なし)
	非認証店	②	③	5時~21時(酒類提供11時~20時30分)
③ 3万円~10万円/日	認証店	①	②	5時~20時(酒類提供なし)
	非認証店	②	③	5時~20時(酒類提供なし)

- ・時短要請を行った日(※1)以前から、対象施設を運営しており、以下のとおり営業していた企業・団体又は個人事業主であること  
【認証店以外の店舗】(認証店以外の店舗と同様の措置を行う認証店を含む。)  
午後8時から午前5時までの時間帯に営業  
【認証店】(認証店以外の店舗と同様の措置を行う認証店を除く。)  
午後9時から午前5時までの時間帯に営業
- ・対象施設に関して、必要な許認可(※)等取得している者であること  
※食品衛生法における飲食営業許可など
- ・要請期間のうち、時短要請の協力開始日から、定休日等の店休日を除き、連続して要請内容に応じた者であること
- ・京都府新型コロナウイルス感染症防止対策認証ステッカー若しくは新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業ステッカーを掲示又は業種別ガイドライン等を遵守していること



お問合せ 協力金コールセンター TEL.075-365-7780 (月~土 9:30~17:30 日曜・祝日は休み)

## 融資制度の改正について

3月4日、政府から、コロナ禍における資金繰り支援の継続や、増加した債務に苦しむ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを促す支援策について、実質無利子・無担保融資等が6月末まで延長されるなどの中小企業活性化パッケージが公表され、コロナ関連融資について、以下のように改正されています。

### 1 コロナ関連融資(コロナマル経含む)の改正について

実質無利子・無担保融資の取扱い期限の延長

取扱い期限	貸付制度名	改正後	改正前
	新型新型コロナウイルス感染症特別貸付(コロナ特貸) 新型新型コロナウイルス対策マル経(コロナマル経)	新型新型コロナウイルス感染症特別貸付(コロナ特貸)	実質無利子・無担保 融資の取扱い期限: 令和4年6月末

貸付期間の改正

貸付期間	貸付制度名	改正後	改正前
	新型新型コロナウイルス感染症特別貸付(コロナ特貸) 新型新型コロナウイルス対策マル経(コロナマル経)	新型新型コロナウイルス感染症特別貸付(コロナ特貸)	設備資金:20年以内 運転資金:20年以内
新型新型コロナウイルス対策マル経(コロナマル経)		設備資金:10年以内 運転資金:10年以内	設備資金:10年以内 運転資金:7年以内

施行日:4月1日(金) 公庫貸付決定分

### 2 京都府制度融資の改正について

新型コロナウイルス感染症による被害を受けた中小企業者等の資金繰りに対する支援措置として、京都府全域がセーフティネット保証4号(自然災害等)の適用地域に指定されているところですが、以下のとおり、指定期間が3ヶ月延長となりましたので、お知らせします。

融資名	災害対策緊急資金
対象保証制度	セーフティネット保証4号
対象となる中小企業者等	<府内全市町村指定>市町村長の認定を受けた特定中小企業者(※)
融資利率(固定金利)	年0.9%
融資期間	10年間(据置2年以内)
資金使途	運転資金及び設備資金
融資限度額	普通保証とは別枠で 有担保2億円 無担保8千万円
信用保証料率	0.9%(一律)
セーフティネット保証の指定期間	変更前:令和2年2月18日から令和4年3月1日まで 変更後:令和2年2月18日から令和4年6月1日まで
実施期間	セーフティネット保証4号の認定有効期間内に保証申込された分まで
受付機関	◆京都府・京都市制度融資取扱金融機関 京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、福邦銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、近畿産業信用組合、京滋信用組合、三菱UFJ銀行、商工組合中央金庫
担保・保証人	◆保証協会の信用保証が必要 <原則、法人代表者(組合の場合は代表理事)以外の連帯保証人は不要>

(※)セーフティネット保証4号に係る対象要件:次の①、②の要件を全て満たす方  
①指定地域内において、1年以上継続して事業を行っていること。②災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1ヶ月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

## 事業復活支援金 中小法人・個人事業者のための事業復活支援金の対象月が3月で終了します。

給付額				
中小法人等	上限最大250万円	個人事業者等	上限最大50万円	を支給します。
給付額	基準期間 <sup>※1</sup> の売上高-対象月の売上高×5か月分			
給付上限額	※1 2018年11月~2019年3月/2019年11月~2020年3月/2020年11月~2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)			
		法人		
売上高減少率	個人	年間売上高 <sup>※2</sup> 1億円以下	年間売上高 <sup>※2</sup> 1億円超~5億円以下	年間売上高 <sup>※2</sup> 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

- 給付対象
- ①と②を満たす 中小法人・個人事業者が給付対象 となり得ます。
- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
  - ② 2021年11月~2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月~2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じて分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定においても同じ)。

詳細・お問合せ 事業復活支援金事務局 TEL.0120-789-140 【HP】https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/

申請期間は令和4年5月31日(火)までとなっておりますので、給付対象となる中小法人・個人事業者におかれましては、期限内に申請していただきますようお願いいたします。

申請フロー 「一時支援金又は月次支援金を既に受給された方」、「一時支援金及び月次支援金を受給していないが継続支援関係がある方」は申請ステップの一部を省略できます。

申請IDの発番	受給していない方		既に受給した方
	事務局HPから申請IDを発番	事務局HPから申請IDを発番	
事前確認(※1)	ない方 HPで登録確認機関を検索し、メールまたは電話で事前確認を予約	ある方 継続支援関係の登録確認機関にメールまたは電話で、事前確認を予約	省略
	TV会議/対面により、事前確認	TV会議/対面/電話により、簡略化された事前確認	
申請(※2)	マイページから申請 申請書類1~8を添付	マイページから申請 申請書類1~5を添付	マイページから申請 申請書類1~5を添付

- 申請書類
1. 履歴事項全部証明書(法人)又は本人確認書類(個人)
  2. 確定申告書類の控え
  3. 対象月の売上台帳等
  4. 振込先の通帳
  5. 宣誓・同意書
  6. 基準月の売上に係る帳簿
  7. 基準月の売上に係る1取引分の請求書・領収書等
  8. 基準月の売上に係る通帳等

※1 登録確認機関として、**商工会員を対象**に事前確認手続を行っております。(対面のみ)  
※2 本支援金はWEBでの電子申請となるため、電子申請が困難な**商工会員を対象**に申請サポートを行っております。  
※1、※2の詳細は、当会HPをご確認いただくか、本支所までお問い合わせください。